

現場代理人の兼務

現場代理人の兼務を次のとおり緩和し、平成26年4月1日以降の発注分から適用します。

現行	改正後
原則、認めない。	次の要件を全て満たす場合、現場代理人の兼務を認める。 (1)工事の規模が、現場に配置する主任技術者が専任とならない工事（1件の請負金額が2,500万円未満（建築一式は5,000万円未満））であること。 (2)市が発注する2件までの工事とし、いずれかの工事現場に常駐できること。 (3)工事発注課が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

※「営業所専任技術者」は所属営業所に常勤していることが原則ですので現場代理人、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。